

原単位の改善のための取組に関する状況【2024年度提出分(2023年度実績)】※非特定事業者用

株式会社丸眞熱処理工業

銘柄コード	
法人番号	7090002003911

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	24	金属製品製造業
細分類 (申請事業)	2465	金属熱熱処理業
エネルギー管理統括者	【役職】 【氏名】	

エネルギー総使用量	18,415	GJ	475	kL
前年度エネルギー総使用量	/		□□□□	kL
非化石エネルギー総使用量			□□□□	GJ
調整後温室効果ガス排出量	□□□□□	t-CO ₂		

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業におけるエネルギー消費原単位※注 (2023年度実績)	□.□□		原単位分母 ■ ■ ■ ■ ■ 量(トン)		
	主たる事業の構成割合		□□.□ %		
事業者全体のエネルギー消費原単位 対前年度比	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	/	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□
事業者全体の5年度間平均原単位変化(%)	□□.□				

※主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方にに基づき各事業者が決定したものである。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における電気需要最適化評価原単位 (2023年度実績)	□.□□		原単位分母 ■ ■ ■ ■ ■ 量(トン)		
	DR実施日数 □□				
事業者全体の電気需要最適化評価原単位 対前年度比	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	/	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□
事業者全体の5年度間平均原単位変化	□□.□				

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分	■ ■	■ ■ ■ ■ ■ 業
目指すべき水準	□□.□ kL/t以下	
ベンチマーク指標の状況	達成	
ベンチマーク区分	■ ■	■ ■ ■ ■ ■ 業
目指すべき水準	□□.□ kL/t以下	
ベンチマーク指標の状況	未達成	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量の量】

種別	合計量		
Jクレジット	□□□□□	t-CO ₂	
-	-	t-CO ₂	
-	-	t-CO ₂	
-	-	t-CO ₂	

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標(2030年度)	100.0%				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	/	/	/	/	78.8
目安設定業種	■ ■		■ ■ ■ ■ ■ 業		
目安(2030年度)	【指標】●●●●●に向けた取組による、2030年度における●●●●●の●●●●●に占める●●●●●の割合。 【目標となる水準】□□%以上				
目標(2030年度)	□□%				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	/	/	/	/	□□%
目安設定業種	-		-		
目安(2030年度)	-				
目標(2030年度)	-				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	/	/	/	/	-

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項

- エネルギー使用の合理化に関しては、EA21(エコアクション21)に基づく全社一体型の環境マネジメントシステムを運用し、全従業員が事業活動における環境負荷の軽減、環境法令順守の確認、徹底を実施。この結果を毎年EA21環境レポートとして公表済み。
- 山梨SDG's推進事業者として目標達成に向けて活動を実施。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項

工場で使用する電力については、引き続き実質再エネ電力(非化石証書付電力)およびクレジットを活用していくと共に太陽光発電設備の導入や照明のLED化、エコカーの導入を実施。

【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

1. 自由記述欄(カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)

●●●●●

2. 関連リンク

(タイトル)	: ●●●●●(URL)
(タイトル)	: ●●●●●(URL)
(タイトル)	: ●●●●●(URL)

(注意事項)

- 赤枠囲み欄は必須記載です。
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。